

國學院大學學術情報リポジトリ

大麻に対する刑事規制のあり方の再検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-05-22 キーワード (Ja): 薬物乱用, 大麻使用（施用）罪, 自己決定, パターナリズム, 公衆衛生 キーワード (En): 作成者: 大津, 咲貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001669

論 文 要 旨

学籍番号	233407	氏 名	大津 咲貴
論 文 題 目：			
大麻に対する刑事規制のあり方の再検討			
(内容の要旨)			
2024 年 12 月 12 日、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が施行された。同法には、大麻施用の罰則規定を設置することを含む、3つの改正点が盛り込まれた。これをうけて本稿は、国家による国民の大麻使用一般の禁止は正当化されないのではなかろうか、との問題意識を持つに至った。歴史的に、あるいは本法改正に際しての議論をみても、大麻使用の禁止を正当化する原理については深く議論されてこなかった。そのため本稿は、国家が大麻使用を禁止することの正当性を再検討する。 個人の行動に対する国家の介入を正当化する原理は、複数存在する。そのなかで、本稿はパターンリズムに注目して検討を行った。その理由は、大麻使用の禁止をめぐる対立の根底には、大麻使用者の自己決定の尊重に関する見解の相違があると思われたからである。 薬物使用の禁止をパターンリズムによって正当化しようとする見解として、本稿は以下の2つを参照した。①薬物使用は使用者本人の真意に沿わないから、使用の禁止が正当化される、②薬物使用の自己決定よりも生命や身体を優先的に保護すべきであるから、使用者本人の真意は問わず使用の禁止が正当化される、の2点である。そして、それぞれの見解について以下の問題を指摘した。①については、先行研究のインタビューに基づけば、大麻使用者が「本当はやめたい」という意思を持っているとは限らないことである。②については、生命処分の自己決定に関する議論を参照すると、大麻使用によって侵されるいわゆる「健康」が自己決定よりも優先的に保護されるべきといい切れるか、疑問であることである。 だが、国家は公衆衛生を任務としている以上、国民の「健康」を保護するために、大麻使用を禁止すべきであるという反論が想定される。しかし、公衆衛生のための取組みはしばしばパターンリスティックであるところ、そのあり方は問題とされている。さらに、国家の想定する「健康」の価値を共有しない少数における「個人の自律」は、容易に侵害されかねないとも指摘されている。 以上をふまえ、本稿は、大麻使用一般の禁止は正当化されないと結論する。そのうえで「国家の任務としての、市民全体のいわゆる『健康』を維持するための取組みを否定しないが、いわゆる『健康』の価値を共有しない大麻使用者の自己決定の尊重も『考慮した』大麻政策を模索すべきである」と主張する。			
キーワード (5 語)			
薬物乱用 大麻使用（施用）罪 自己決定 パターンリズム 公衆衛生			